

[事案 2019-213] 契約解除取消請求

・令和2年4月6日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の告知妨害を理由に、契約解除の取消しと手術等給付金の支払いを求めて申立てであったもの。

<申立人の主張>

右変形性股関節症により入院し、右股関節の人工関節置換術を受けたため、平成30年1月に契約した医療保険にもとづき手術等給付金を請求したところ、告知義務違反を理由として契約を解除されたが、告知時に、募集人に対して、通院して膝にヒアルロン酸を入れていると告げたところ、「老化は病気じゃないから書かなくていい」等と言われ、記入しなかったのであるから、契約解除を取り消して、手術給付金等を支払ってほしい。それが認められない場合には、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

募集人に告知妨害等は認められず、また、告知義務違反解除の法的効果は将来効であるため、既払込保険料を返還する義務もないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人による告知妨害があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続きを終了した。